

最低賃金

引き上げ額目安はAランク一九円、Bランク一八円、C・Dランク一六円

T
O
P
I
C
S
トピックス

1

厚生労働省の中央最低賃金審議会は七月三〇日、塩崎厚労相に対し、二〇一五年度の地域別最低賃金の改定目安について答申した。引き上げ目安は、

東京、愛知、大阪など「Aランク」が一九円、埼玉、京都、広島など「Bランク」が一八円、北海道、石川、福岡など「Cランク」が一六円、青森、沖縄など「Dランク」が一六円。全国加重平均にすると一八円で、目安額通りに決定されれば、最低賃金が時給で決まるようになった二〇〇二年度以降で最高の上げ幅となる。

今後、各地方最低賃金審議会でも、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議を経て答申が行われ、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することになる。

労使の意見、隔たり大きく

七月二八日の一五時から開催された第四回「目安に関する小委員会」での議論は、労使の意見の隔たりが大きく、翌二九日の朝方まで及んだ。

労働者側委員は、「将来への不安を払拭し安心感を醸成できるよう、暮らしの底上げに直結する最低賃金の大幅な引上げが必要」であり、「審議に当たっては、経済的に自立し、人たるに値する生活を営むことのできる最低賃金の適正な水準を念頭に置いて議論してい

くべきで、賃金改定状況調査(第四表)に基づき引上げ幅のみの議論に終始すべきでない」と主張。

そのうえで、「平成二六年平均の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の三・三%に加え、組織労働者の賃上げ結果を上回る引上げが必要」などとし、さらに「雇用戦略対話合意の全国で最低でも八〇〇円という目標到達へ向け、また地域活性化という観点からも、早期に八〇〇円到達への道筋を示す目安額とすべき」などと強調した。

これに対し、使用者側委員は「過去五年間にわたって、生活保護との乖離解消や、生産性と関係なく引上げを最優先する審議が続いたことにより、中小企業の支払能力を超えた大幅かつ急激な引上げが続いてきた結果、影響率も上昇し、最低賃金の引上げが企業経営に与えるインパクトが従来以上に高まっている」などと指摘した。

そのうえで、「今年度のランク別の目安については、『法の原則』である、地域における労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の三要素を総合的に表している『賃金改定状況調査結果』のとくに第四表のデータを重視した審議を行うとともに、最低賃金のはり付き状況などを踏まえた、ランクごとの実態を反映した目安とすべ

き」などと主張。また、「物価の上昇分を最低賃金の引上げで充当することにについては、これまで物価が下落する中で、企業自らが生産性の向上に努め、経済の回復に先行して最低賃金の引上げに協力してきたこと、最近ようやく一部で経済状況が追いついてきたとはいえ、中小企業の実態の向上が未だに確認できていない、ということ踏まえ、慎重に検討すべき」などと強調した。

「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」等に特段の配慮

／公益委員見解

こうしたなか、公益委員見解の形で取りまとめられた改定目安は、Aランクの都府県は二〇〇二年度以降の最高額と同水準、B・Dランクの道府県では最高額となり、AランクとC・Dランクの差額は三円(昨年度は六円)となった。全国加重平均にすると、二〇一〇年度の一七円を上回る過去最高の一八円(昨年度は一六円)で、二桁は四年連続となる(図1)。

こうした改定目安が示された背景について、報告では、「平成二三年二月一日に中央最低賃金審議会において了承された『中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告』の四(二)で合意された今後の目安審

議の在り方を踏まえ、とくに地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、『経済財政運営と改革の基本方針二〇一五』(平成二七年六月三〇日閣議決定)及び『日本再興戦略』改訂二〇一五(同日閣議決定)についても特段の配慮をしたうえで、とりわけ平成二六年において消費者物価が上昇していること、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下していること、影響率が高まる傾向にあること等、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきた」と説明した。

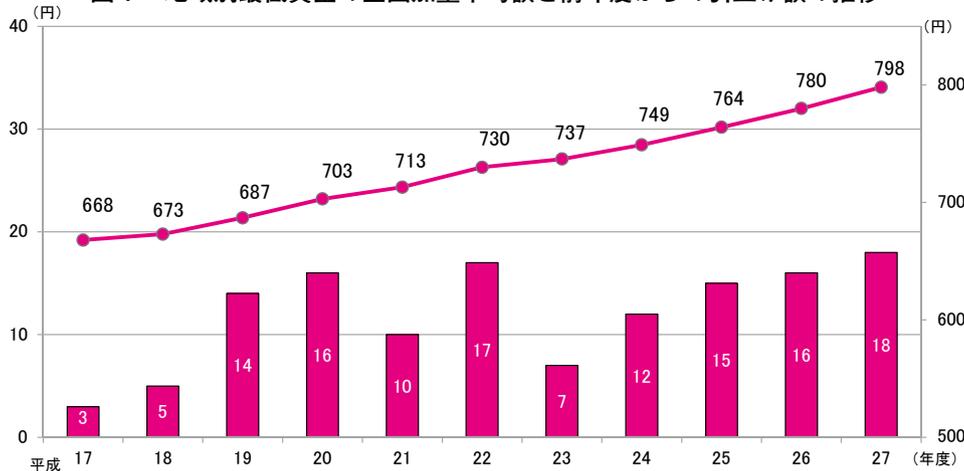
「経済の好循環を二巡目、三巡目と回していくためにも賃金の上昇は重要」／安倍首相

最低賃金をめぐっては、その大幅な引き上げをめざす政府の動きも目立つこととなった。

地域別最低賃金額の改定目安について諮問する中央最低賃金審議会の開催(七月一日)を前に、六月末に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」では、「好循環拡大のためには、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げられることが必要不可欠である」とし、「中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める」旨が明記された。

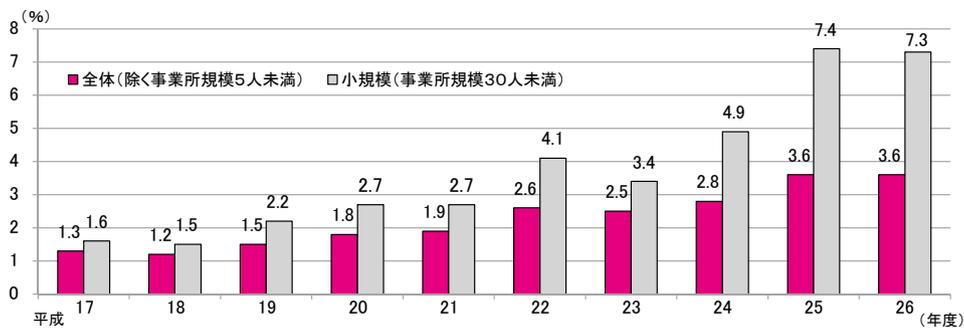
また、七月二三日に開催された経済財政諮問会議では最低賃金に係る議論も行われ、内閣府から「最低賃金近傍

図1 地域別最低賃金の全国加重平均額と前年度からの引上げ額の推移



資料出所：第14回経済財政諮問会議（7/23開催）の内閣府提出資料を元に作成

図2 影響率の推移



資料出所：第14回経済財政諮問会議（7/23開催）の塩崎臨時議員（厚生労働省）提出資料より抜粋

「調査・解析部」

最低賃金を引き上げていくことが重要ではないか」などとする説明が行われた。そのうえで、安倍内閣総理大臣から「経済の好循環を二巡目、三巡目と回していくためにも、賃金の上昇は重要であり、今年の春闘でも一七年ぶりの引上げ幅となった。現在、最低賃金については審議会で審議されている。政府として、最低賃金の大幅な引上げが可能となるよう、中小・小規模事業者の方々の環境整備やサービス産業の生産性向上に全力を挙げることにする。関係大臣には、最低賃金引上げに向けて、しっかりと対応していただきたい」などとする発言があった。

こうした経緯も踏まえつつ取りまとめられた「目安に関する小委員会」報告の公益委員見解では、「政府において『経済財政運営と改革の基本方針二〇一五』及び『日本再興戦略』改訂二〇一五』に掲げられた中小企業・小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業者に対する支援等に引き続き取り組むことを強く要望すること、また、「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望することなどが付記された。

で働いている労働者は三〇〇〜五〇〇万人程度の規模で存在するとみられ、最低賃金の引上げはその所得を増やすほか、労働者全体の賃金の底上げにも効果がある」こと、「仮に最低賃金を一〇円、もしくは二〇円引き上げた場合の所得引上げ効果を大胆な仮定を置いて試算すると、四〇〇〜九〇〇億円程度と試算できる」ことなどについての説明があった。

また、厚生労働省からは「最低賃金の改正によって賃金を上げることとなる労働者の割合は影響率は年々高くなっており、とくに小規模事業所でも高まっている（図2）。産業別にみると、生産性が低い産業で影響率も高いという傾向がある。相対的に就業者が多い宿泊・飲食、あるいは卸売・小売などで影響率が高いことがわかる。したがって、生産性向上を支援しつつ

最低賃金を引き上げていくことが重要ではないか」などとする説明が行われた。そのうえで、安倍内閣総理大臣から「経済の好循環を二巡目、三巡目と回していくためにも、賃金の上昇は重要であり、今年の春闘でも一七年ぶりの引上げ幅となった。現在、最低賃金については審議会で審議されている。政府として、最低賃金の大幅な引上げが可能となるよう、中小・小規模事業者の方々の環境整備やサービス産業の生産性向上に全力を挙げることにする。関係大臣には、最低賃金引上げに向けて、しっかりと対応していただきたい」などとする発言があった。

調査シリーズ No.130

「高度の専門的知識等を有する有期契約労働者に関する実態調査」結果

高度の専門的知識等を有し、一定の年収を得ている有期契約労働者の活用実態を把握することを目的に、アンケート調査及びインタビュー調査を実施し、その結果をとりまとめました。無期転換ルールの特例が設けられた場合の活用ニーズなどを尋ねています。

A4判 29頁 2014年10月15日発行 ISBN978-4-538-86132-6

定価：1,200円+税

(ご注文・お問合せ先)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (JILPT) 成果普及課

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23 TEL: 03-5903-6263 FAX: 03-5903-6115 E-mail: book@jil.go.jp Web: http://www.jil.go.jp/

